

第4回瑞穂町新庁舎 建設庁内検討委員会																																											
公開・非公開の区分	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">公開</div> ・ 一部公開 ・ 非公開																																										
非公開 (一部公開)の理由	条例第 条に該当																																										
日 時	平成26年6月24日(火) 15:00~17:00																																										
場 所	仮庁舎会議室																																										
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">委員長</td> <td style="width: 33%;">企画部長</td> <td style="width: 33%;">田辺 健</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>都市整備部長</td> <td>田中 和義</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>議会事務局長</td> <td>伊藤 孝裕</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>住民部長</td> <td>栗原 裕之</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>福祉部長</td> <td>村野 香月</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>教育部長</td> <td>坂内 幸男</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>管財課長</td> <td>小峰 芳行</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>地域課長</td> <td>古川 実</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>企画課長</td> <td>村山 俊彰</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>住民課長</td> <td>小野 基光</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>都市計画課長</td> <td>長谷部敏行</td> </tr> <tr> <td>(事務局)</td> <td>管財課新庁舎建設担当主幹</td> <td>大井 克己</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管財係 係長</td> <td>長谷川 将之</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主任</td> <td>清水 健吾</td> </tr> </table>	委員長	企画部長	田辺 健	副委員長	都市整備部長	田中 和義	委員	議会事務局長	伊藤 孝裕	〃	住民部長	栗原 裕之	〃	福祉部長	村野 香月	〃	教育部長	坂内 幸男	〃	管財課長	小峰 芳行	〃	地域課長	古川 実	〃	企画課長	村山 俊彰	〃	住民課長	小野 基光	〃	都市計画課長	長谷部敏行	(事務局)	管財課新庁舎建設担当主幹	大井 克己		管財係 係長	長谷川 将之		主任	清水 健吾
委員長	企画部長	田辺 健																																									
副委員長	都市整備部長	田中 和義																																									
委員	議会事務局長	伊藤 孝裕																																									
〃	住民部長	栗原 裕之																																									
〃	福祉部長	村野 香月																																									
〃	教育部長	坂内 幸男																																									
〃	管財課長	小峰 芳行																																									
〃	地域課長	古川 実																																									
〃	企画課長	村山 俊彰																																									
〃	住民課長	小野 基光																																									
〃	都市計画課長	長谷部敏行																																									
(事務局)	管財課新庁舎建設担当主幹	大井 克己																																									
	管財係 係長	長谷川 将之																																									
	主任	清水 健吾																																									
議 題	(1) 建設候補地と建設パターンの比較について (2) その他																																										
内 容	<p>第3回委員会では出された建設候補地について、その用途地域や用地取得費、主要交通機関までの距離、建設期間、町の施策との整合性、法的要件等を調査し、新庁舎建設の実現性について検討を行いました。結果、委員全会一致で現庁舎敷地を新庁舎建設予定地(案)として決定しました。</p>																																										

委員からでた意見及び確認事項等について、以下のとおり要点筆記します。

**(1) 建設候補地の検討に関する意見について**

Q. 新庁舎建設事業のスケジュールは。

A. (事務局) 他自治体の例を参考に最も早期に実現するのであれば平成26年度中に建設地・財政計画等を決定し、平成27年度に基本計画策定、プロポーザル方式による基本・実施設計、平成28年度・平成29年度の2期に分割し建設工事を行うことも可能と考えられます。

Q. 用途変更手続きはどれくらいの期間を必要とするのか。

A. (委員) 早い事例で1年、長い場合は7年の期間を要するケースもあります。

Q. 建設候補地の中には用地取得や用途変更手続きに期間が必要です。その場合、新庁舎建設事業の計画にも影響がでると思うが。

A. (事務局) 新庁舎建設の必要性は分散化した行政サービスの早期解消や施設・設備の老朽化、災害時防災拠点機能の強化等が挙げられます。確かに用地取得や用途変更手続きを考えますと計画への影響は考えられますが、そういった課題をどう解決していけば可能かということも検討していただきたい。

・ (委員) 現在の庁舎以外の候補地は用途変更手続きや用地取得交渉、インフラ整備が必要なため、緊急課題である新庁舎建設の早期解決は難しいと考える。立川断層のこともあるが、至近であれば今の建築技術では対策可能とのアドバイザーからの助言もあることから財政的な面からみても現庁舎敷地が適していると考えます。

・ (委員) 町民会館を新庁舎に利用できないかという考えもあったが、新庁舎建設に必要な建築面積を確保することは困難です。

**(2) 予定地(案)を現庁舎敷地に決定した理由について**

① 仮庁舎への移転など事務室機能の分散によって住民サービスが低下した現在の状況を早期に解消することは最重要課題です。

② 都市計画との整合性を考慮し、都市としてのまちづくりへの影響を最小限にすべきです。

③ 市街化調整区域、あるいは市街化区域内の建築物の用途制限において建築できない地域への建築は、法、手続、期間において、相当の調整及び期間が発生すること、また、実現の可否を考えた場合に、ほぼ実現不可能と思われます。

④ 用地取得費、造成費、ライフライン整備に要する費用は極力抑制すべきです。

⑤ 立川断層の存在による庁舎建物への影響を考慮した対策を専門家の助言をもとに適切に行うことが必要です。

⑥ 町有地、及び国有地を借用して町施策を展開している場所については、現在それぞれの施策推進の核となる施設であることから、機能変更は法や計画への影響も考慮し、慎重にならざるを得ません。

### (3) 確認事項等について

- ① 新庁舎建設の時期や必要性について、耐震診断結果による旧庁舎一部の耐震不足が確認された以上、来庁者及び職員の安全を確保することは重要であり、また、事務室の分散化による住民サービスの低下を早急に解消する必要があります。
- ② 候補地を検討するうえで立川断層の他に土砂災害警戒区域も考慮すべきです。
- ③ 新庁舎建設のための用途変更は建設後の周辺整備のことも考慮すべきです。
- ④ 防災機能拠点の強化を図るため新庁舎は免震構造とするべきです。